

神戸常盤大学短期大学部 成果有体物取扱規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、神戸常盤大学短期大学部（以下「本学」という。）における成果有体物の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 「成果有体物」とは、研究の過程又は結果として創作又は取得された試薬、材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、タンパク質等をいう。）等の有体物であって学術的かつ財産的価値を有するものをいう。

2 「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 本学の教職員

(2) 本学の学生又は研究生であって、成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者

(3) その他本学への受入れに際し、成果有体物の取扱いについて、この規程の適用を受けることに合意している者

3 「創作者」とは、教職員等であって、成果有体物を創作又は取得した者をいう。

(帰 属)

第 3 条 教職員等が職務上、本学の資金、施設又は設備等を用いて創作又は取得した成果有体物に係る権利は、原則として本学に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、教職員等が本学以外の機関（以下「第三者」という。）との共同研究において創作又は取得した成果有体物に係る権利は、予め締結した契約等の定めに基づき、その帰属を決定する。ただし、当該第三者との間に定めがないときは、協議の上その帰属を決定する。

(管 理)

第 4 条 成果有体物については、その創作者が当該成果有体物を適切に管理しなければならない。ただし、本学が管理することが適切であると認めるときは、当該創作者が所属する組織等に管理させることができる。

(提 供)

第 5 条 創作者は、学術研究又は産業利用のために必要があると判断した場合には、第三者に対し、成果有体物を提供することができる。

2 創作者は、成果有体物を第三者に提供しようとするときは、成果有体物提供届出書（様式 1）を学長へ提出しなければならない。本学は、提供の条件について、当該第三者との間で契約を締結するものとする。

3 成果有体物を学術研究のために第三者へ提供する場合には、原則として無償とする。

4 成果有体物を産業利用のために第三者へ提供する場合には、原則として有償とする。

5 本学は、本学から成果有体物の提供を受けた第三者による当該成果有体物の使用又は保有に起因するいかなる結果に対しても、一切の責任を負わない。

(受入れ)

第 6 条 教職員等は学術研究のために必要があると判断した場合には、第三者から成果有

体物を受入れることができる。

2 教職員等は成果有体物を第三者から受入れようとするときは、成果有体物受入届出書（様式2）を学長へ提出しなければならない。

（提供及び受入れの制限）

第7条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員等は当該成果有体物を第三者に提供又は第三者から受入れてはならない。

- (1) 関係法令又は本学規則等に違反するもの
- (2) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの
- (3) 第三者の研究者が創作又は取得したものであって、当該第三者において提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定され得るもの
- (5) 生命や環境に重大な影響を与える恐れのあるものであって、その安全対策等が確保されていないもの
- (6) 本学が提供又は受入れを禁止したもの

（補償金）

第8条 本学は、成果有体物の提供により収入を得た場合には、その収入から実費等を控除した金額の2分の1を補償金として創作者に配分する。

2 補償金は、創作者の意思により所属組織に配分することができる。

（退職後の取扱い）

第9条 本学は、創作者が退職する場合には、当該創作者の退職後の研究活動に支障をきたさないようにするため、原則として、当該成果有体物に係る権利を退職と同時に当該創作者に帰属させる。

2 当該創作者は、前項の規定により自らに帰属することになった成果有体物については、退職後も引き続き適切に管理しなければならない。

（事務）

第10条 この規程に関する事務は、学術推進課において行う。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、学長が必要と判断する場合は、教授会の議を経るものとする。

（附 則）

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。